

大東監第101号
平成25年8月9日

請 求 人 様

大東市監査委員 乗 本 良 一

大東市監査委員 岩 淵 弘

住民監査請求の監査結果について（通知）

平成25年7月16日付けで提出のあった住民監査請求について、地方自治法第242条第4項の規定により、監査結果を通知します。

1 請求人の請求内容

(1) 請求の趣旨

朝鮮民主主義人民共和国(以下北朝鮮)の事実上の下部組織であり、教育内容について極めて反日的であり、虚偽が多い学校法人大阪朝鮮学園に対する大東市の助成金を即時差し止めるよう、必要な措置を講ずることを求める。

(イ) 請求人が大東市教育委員会教育政策室「以下大東市教育委員会」に開示請求して回答を得たところによると大阪朝鮮学園への支給金は開示できる範囲内の平成18年度より平成24年度までの各年度30万円となっている(事実確認書類1)。

朝鮮学校に通う生徒、児童の人数にかかわらず朝鮮学園に支給している。しかも補助金請求時の書類審査の協議はしておらず、会議録の作成もない。(事実確認書類13)

平成24年度分より領収書の内訳が公開されたが、はたして補助金要綱にある、民族教育のために使用されたものなのか金額、内容からも、はなはだ疑問である。(事実確認書類11)

もちろんこの負担は市民税によって賄われている。

(ロ) 朝鮮学校の教育内容、政治的中立性への疑義

平成22年11月30日政府は北朝鮮が朝鮮総連を通じ朝鮮人学校の教育内容、人事、および財政に影響を及ぼしているとの閣議決定を行った。(事実確認書類2)

また、平成22年8月13日の産経新聞によると、朝鮮学校の教員認定は金総書記長(当時)への忠誠度によって教員の資質を判定され、また、全国10校の朝鮮高校の教員は日本の教員免許を持っておらず、ほぼすべて朝鮮大学校の卒業生が占めていることが明らかになった。(事実確認書類3)

同じく平成22年10月14日の産経新聞によると、朝鮮総連が全国の朝鮮学校に金総書記長（当時）へ忠誠を誓う祝電を送るよう指示していたことが判明した。（事実確認書類4）

北朝鮮の政治的支配が問題になっているが、今回の指示は金総書記長（当時）を絶対化する支配がいかに学校まで及んでいるかを浮き彫りにしたかとある。

平成22年12月14日の産経新聞によると朝鮮学校の小学部でも、朝鮮戦争をアメリカによって引き起こされた等の歴史歪曲した教科書を使用していたことが明らかになったとある。（事実確認書類5）

朝鮮学校歴史教科書を読むという書籍によれば朝鮮学校修習生であった元生徒の告発として「朝鮮学校が声高に叫んでいる民族教育」などという代物は教育というものとはまったくかけはなれているといってもけっして過言でなく、金日成を神とあがめ、その他一切の異なる価値観を認めない、唯一絶対思想を基にした歪んだ教育の場であったと述べている。（事実確認書類6）

これらの事実から、朝鮮学校は朝鮮総連の傘下団体であり北朝鮮の事実上の下部組織であることは明白である。このことは私立学校振興助成法第5条「国は、学校法人又は学校法人の設置する大学若しくは高等専門学校が次の各号の一に該当する場合には、その状況に応じ前条第一項の規定により当該学校法人に交付する補助金を減額して交付することができる」の第5項「その他教育条件又は管理運営が適正を欠く場合」に該当し教育基本法第8条「私立学校の有する公の性質および学校教育において果たす重要な役割に鑑み、国および地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない」に違反しており、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置

法第3条「何人も、教育を利用し、特定の政党その他の政治団体（以下「特定の政党等」という。）の政治的勢力の伸長または減退に資する目的をもって、学校教育法に規定する学校の職員を主たる構成員とする団体（その団体を主たる構成員とする団体を含む。）の組織又は活動を利用し、義務教育諸学校に勤務する教育職員に対し、これらの者が、義務教育諸学校の児童又は生徒に対して、特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育を行うことを教唆し、又はせん導してはならない」に違反している。

平成25年2月19日の参議院議員西野弘一議員の質問に対し政府は、朝鮮総連は組織運営全般にわたって北朝鮮の強い影響下にあるところ、すべての朝鮮人学校と密接な関係にあり、その教育を重要視し、教育内容、人事および財政に影響をおよぼしているものと認識している。大阪朝鮮学園も同様であるとの回答を行っている。（事実確認書類7）

(ハ) 平成22年8月21日の産経新聞によれば、高校無償化適用を検討されていた朝鮮学校で朝鮮総連が傘下団体の活動費を同時に徴収していたことが分かったと報道した。さらにはクラブ合宿代も費用が水増し請求され、資金が総連に吸い上げられているとの指摘もあると報道している。（事実確認書類8）

2011年8月17日のMNS産経ニュース記事によれば、朝鮮学校への自治体からの補助金が朝鮮総連に流用されていた疑いがあることが分かったとの報道がある。証言した事務方の責任者によると朝鮮学園名義の口座に振り込まれた補助金を各校に配分していたが、総連幹部からの要請で金を引き出すこと度々あり、返還されないこともあったと証言している。（事実確認書類9）

これらの事実から朝鮮学校は財務上重大な疑義が生じており、大阪朝鮮

学園における財務報告も素直に信じられるものではない。

(二) 憲法 89 条と大東市教育委員会の関係

憲法 89 条は、「公金その他の財産は、(一部省略) 公の支配に属さない慈善、教育、若しくは博愛の事業に対してこれを支出し、又はその利用に供してはならない」と書かれている。申請者が平成 23 年 10 月 26 日に、大東市教育委員会における朝鮮学校の専門家であるとされる人権教育担当課長参事及び主査と話し合いを持った折、人権教育担当課長参事は朝鮮学校へは一度も行ったことがないと言明した。(この折は、話し合いだったので確認書類はないが、ボイスレコーダーに話の内容は記録されている)

平成 22 年 3 月 15 日浅尾慶一郎衆議院議員提出の「外国人学校に関する質問主意書」に対する政府答弁では公が学校の閉鎖命令、法人の解散命令、収容人員の是正命令、予算の変更勧告、役員解職勧告等ができる故、朝鮮学校は憲法 89 条のいう公の支配下にあるといえるとしている。「平成 22 年 3 月 23 日答弁 257 号」(事実確認書類 12)

申請者は 3 度にわたり次の内容の質問書が大東市教育委員会に送ったが 3 度とも外国人学校補助金要綱とは関係がないので答えないとのことであった。(事実確認書類 10)

大阪朝鮮学園が公＝大東市教育委員会の支配下にあるかどうかを確認するためであったが、大東市教育委員会が外国人学校への補助金交付は憲法 89 条と密接な関係にあることを知らないはずがない。

申請者が質問したことは

- ①朝鮮学校へは行ったことはありますか、あればいつのことで、その学校名は
- ②朝鮮学校の教師の名前は把握していますか。また役員の名前は把握し

ていますか。

③教師の出身学校はどこでしょうか

④使用されている教科書は読んだことはありますか、もちろん全教科分です。

以上のことくらいが把握できていなければとても政府答弁257号にある朝鮮学校に対して収容人員の是正命令、役員の解職勧告など発令できるはずもない。人権教育担当課長参事の話、および申請者が3度にわたり行った朝鮮学校への質問に対する回答拒否を勘案すると、大東市教育委員会は、朝鮮学校について何ら把握してないと言わざるを得ない。よって大阪朝鮮学園は大東市教育委員会の支配下にあるとは言えない。

(2) 結論

以上の事実から朝鮮学校は、北朝鮮、総連と深い関係にありその教育内容は反日的であり、我が国の教育カリキュラムに沿っていないことは明らかである。また事実と相反するプロパガンダと呼んでしかるべき教育が行われており、これらは前述の各種教育関連法令に違反していることは明白である。その事実を大東市教育委員会は把握していないと言わざるをえず、補助金支出の妥当性がない。

監査委員におかれましては、学校教育助成の公平を期すため朝鮮学校の教育内容や財務状況について厳正な審査を行い、朝鮮学校への助成金支給の即時差し止めを求める次第である。

(3) 申請者

(略)

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

平成25年7月16日

大東市監査委員殿

- 事実確認書類 1 大阪朝鮮学園への支出命令書 平成18年度から24年度まで(写し)
- 事実確認書類 2 平成22年176国会質問119号に対する答弁書
- 事実確認書類 3 忠誠度で教員認定 平成22年8月13日産経新聞記事
- 事実確認書類 4 朝鮮学校に忠誠強要 平成22年12月14日産経新聞記事
- 事実確認書類 5 小学教科書も歴史歪曲 平成22年12月14日産経新聞記事
- 事実確認書類 6 朝鮮学校歴史教科書を読む 祥伝社 2011年11月10日発行 萩原遼、井沢元彦共著(該当部分写し)
- 事実確認書類 7 大阪朝鮮学園に関する質問主意書、西野こういち公式サイト(WEB版)
- 事実確認書類 8 朝鮮学校での資金集め 産経新聞平成22年8月21日記事
- 事実確認書類 9 平成23年11月18日、産経ニュース(WEB版)
- 事実確認書類 10 憲法89条に対する大東市教育委員会の見解(回答)
- 事実確認書類 11 大東市補助金に対する大阪朝鮮学園からの領収書(写し)
- 事実確認書類 12 内閣衆質174第257号及び答弁書
- 事実確認書類 13 交付金決定時の教育委員会の不作為(回答)

2 請求の受理

本請求は平成25年7月16日に提出され、同年7月25日に要件審査を行った。その結果、法に定める形式的要件を備えていると判断したので、同年7月16日付けで受理し、監査を実施することに決定した。

3 監査の実施

(1) 監査対象事項

本件監査請求等の趣旨から、大東市外国人学校運営補助金交付要綱に基づく学校法人大阪朝鮮学園に対する補助金について、平成25年度以降の支出を差し止めるべき違法または不当な事由があるか否かを監査対象事項とした。

(2) 監査対象部課からの関係書類の提出

平成25年7月26日に、対象事務を担当する教育委員会学校教育部教育政策室から、監査に必要な関係書類の提出を受けた。

(3) 請求人の証拠の提出及び陳述

平成25年7月31日に、地方自治法（以下「法」という）第242条第6項に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人自身が出席し新たな証拠書類として事実確認書類 14「平成24年10月16日質問書、および回答書（写し）」及び同 15「平成25年7月4日質問書、および回答書（写し）」が提出された。

(4) 監査対象部課からの事情聴取

平成25年7月31日に、対象事務を担当する教育委員会学校教育部教育政策

室から事情を聴取した。

4 監査の結果

(1) 認定した事実

- ア 大東市は、平成18年度から平成24年度まで、各年度30万円の補助金を学校法人大阪朝鮮学園（以下「大阪朝鮮学園」という）に支出している。
- イ 平成24年度分の補助金については、実績報告書の提出に際し新たに領収書の写しが添付された。
- ウ 上記イの領収書の合計額は475,749円であったが、一部に平成23年度分の経費73,743円が含まれていた。
- エ 平成25年度分の補助金については、平成25年6月19日に大阪朝鮮学園から30万円の補助金の交付申し込みがあり、大東市は同年7月3日付で交付を決定、以降補助金の支出事務が進められたが、本請求が収受された同年7月16日から支出事務は一時保留とされている。
- オ 補助金の交付先の大阪朝鮮学園は、私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項に基づく学校法人として大阪府知事の認可を受けている。
- カ 大阪朝鮮学園が設置する各朝鮮学校は、それぞれ学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第1項に基づく各種学校として大阪府知事の認可を受けている。
- キ 平成25年度補助金の交付対象となっている城北朝鮮初級学校及び東大阪朝鮮中級学校（以下「朝鮮学校」という）も大阪朝鮮学園が設置する上記カの各種学校である。

(2) 判断

① 憲法第89条と大東市教育委員会の関係について

憲法第89条後段は、「公金その他の公の財産は、(略) 公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と定める。

このことについて請求者は、公の支配の意味を、大東市教育委員会による直接的な支配であると捉え、大東市教育委員会が朝鮮学校を現地調査し、教師と役員の名前、教師の出身学校や使用されている全ての教科書について把握しなければ、公の支配は成り立たないと主張する。

しかし憲法第89条でいう公とは、国、都道府県、市町村全てを包含した概念であり、学校教育法による学校の閉鎖命令、私立学校法による法人の解散命令、私立学校振興助成法による収容定員の是正命令、予算変更勧告権、役員了解職勧告等の規定が適用され、このような国又は地方の特別の監督関係の下に置かれる教育事業は、憲法第89条にいう公の支配に属するものとされ、各地の裁判所においても同様の判断が示されている。

このことから、大阪朝鮮学園ならびにその設置する朝鮮学校は憲法第89条にいう公の支配に属しており、本件補助金を支出するにあたって、請求者のような個別具体的な調査活動を大東市教育委員会が義務付けられるものではない。

② 各種法令違反の主張について

請求者は、本件補助金の支出が各種法律に違反すると指摘するが、私立学校振興助成法第5条は国の補助金について定める規定であり、地方公共団体である大東市の補助金の支出とは関係がない。

また請求者は、本件補助金の支出が教育基本法第8条に違反すると述べるが、

本規定はむしろ私立学校への助成等を推奨する規定であり失当となっている。

請求者は、さらに義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法第3条に違反しているとも述べるが、本規定は学校教育法第1条で定める学校のうち、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部について適用されるものであり、学校教育法第134条第1項によって各種学校として認可された朝鮮学校には、この法律の適用はない。

従って、本件補助金の支出は、いずれの法律についても違反していると認定することはできない。

③ 補助金の使途、目的について

請求人は、平成24年度の実績報告から新たに添付されている領収書について、「はたして補助金要綱にある、民族教育のために使用されたものなのか金額、内容からも、はなはだ疑問である」と指摘する。

このため、当職において領収書の写しを確認したところ、合計額は475,749円であったが、一部に平成23年度分の経費73,743円が含まれていた。これを差し引いた経費は402,006円であり、本市が交付した30万円を上回っていた。また経費の内訳は、主にコピー代と紙、プリンタのインクジェット、写真用紙、ラミネートフィルム等の消耗品の購入が中心であった。

一部に年度区分の誤りはあったものの、残余の経費についてその補助目的である外国人学校の運営費として不合理なものはなく、補助金の使途に違法・不当な内容は見られなかった。

④ その他の主張について

請求人は、朝鮮学校の教育内容、政治的中立性に疑義があること等を述べる。

しかし、そもそも朝鮮学校は学校教育法第1条の学校ではなく、同法第134条の各種学校であり、教育基本法第14条第2項に該当しないのであるから、このことについて監査委員が判断する必要を認めない。

(3) 結論

以上の判断により、請求人の請求には理由がなく、これを棄却する。

(市長への要望)

なお本件監査結果の決定にあたり、別紙のとおり市長への要望を行ったので申し添える。

大東監第102号
平成25年8月9日

大東市長 東 坂 浩 一 様

大東市監査委員 乗 本 良 一

大東市監査委員 岩 渕 弘

要 望 書

平成25年7月16日付けで提出された住民監査請求について、本日、棄却したところですが、監査を実施する中で下記のとおり思料する事項があったので、検討されますよう要望します。

記

- 1 今回の住民監査請求の結果は、補助金支出に違法な事由がないこと、また補助金支出については政策的観点から市長に広汎な裁量が認められていることから、請求を棄却したものであります。

当職は、本市に住む外国人の子どもたちがそれぞれの民族教育を受けることは、成長過程の子どもが自らのアイデンティティを獲得していく上で非常に大切なことであると考えています。

このような認識に立った上で、団体補助金として支出する現行の制度は、平成5年の補助金創設以来一度も見直しが行われておらず、公益に対する考え方が多様化した現在、市民の正しい理解が得難いものになっているのでは

ないかと危惧します。

本補助金制度について、市民への説明責任が十分に果たせる制度となるよう、抜本的な検討を要望いたします。